

**経営事項審査は令和8年7月1日に改正があります。**  
**令和8年6月30日の申請までは、要領のとおり申請し**  
**7月1日以降は以下のとおり申請してください。**

①改正点について

- ・ 社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金）の加入の有無→**削除**
- ・ 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無→追加
- ・ 建設機械の保有状況→対象建設機械の追加

審査内容については、別紙のとおりです。

②申請書様式の変更について

- ・ 別紙三（その他の審査項目（社会性等））
- ・ 様式第7号  
 （「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書）
- ・ 建設機械の保有状況一覧表

令和8年7月1日以降は変更後の様式を使用してください。

③配点の変更について

その他の審査項目（社会性等）の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更になります。

	最低点	最高点
その他の審査項目（社会性等）（W）	-788点	2,073点
総合評定値（P）	163点	2,159点

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

削除

配点見直し

新設

拡大

#### ④令和8年度経営事項審査要領の項番について

要領は変更前の項番で記載しています。

7月1日以降は変更後の項番に読替えて使用してください。

〈改正前〉

項番41	雇用保険加入の有無
項番42	健康保険加入の有無
項番43	厚生年金保険加入の有無
項番44	建設業退職金共済制度加入の有無
項番45	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
項番46	法定外労働災害補償制度加入の有無
項番47	若年技術者の継続的な育成及び確保
項番48	新規若年技術職員の育成及び確保
項番49	CPD単位取得数
項番50	技能レベル向上者数
項番51	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
項番52	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
項番53	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
項番54	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
項番55	営業年数
項番56	民事再生法又は会社更生法の適用の有無
項番57	防災協定の締結の有無
項番58	営業停止処分の有無
項番59	指示処分の有無
項番60	監査の受審状況
項番61	公認会計士等の数
項番62	二級登録経理試験合格者等の数
項番63	研究開発費
項番64	建設機械の保有及びリース台数
項番65	エコアクション21の認証の有無
項番66	ISO9001の登録の有無
項番67	ISO14001の登録の有無



〈改正後〉

項番41	建設業退職金共済制度加入の有無
項番42	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
項番43	法定外労働災害補償制度加入の有無
項番44	若年技術者の継続的な育成及び確保
項番45	新規若年技術職員の育成及び確保
項番46	CPD単位取得数
項番47	技能レベル向上者数
項番48	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
項番49	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
項番50	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
項番51	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
項番52	建設技能者を大切にする企業の自主宣言の有無
項番53	営業年数
項番54	民事再生法又は会社更生法の適用の有無
項番55	防災協定の締結の有無
項番56	営業停止処分の有無
項番57	指示処分の有無
項番58	監査の受審状況
項番59	公認会計士等の数
項番60	二級登録経理試験合格者等の数
項番61	研究開発費
項番62	建設機械の保有及びリース台数
項番63	エコアクション21の認証の有無
項番64	ISO9001の登録の有無
項番65	ISO14001の登録の有無

#### ⑤その他（認定能力評価基準と当該基準に対応する建設業）

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについて、認定能力評価基準ごとの建設業の種類を追加

ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工

## 別紙 令和8年7月1日以降の申請について（審査項目の変更）

### 別紙三(その他の審査項目(社会性等))

(1) 社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金）の加入の有無  
→削除

(2) 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無（追加）

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）は、審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書」に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入してください。

宣言を行っている場合は、自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(※)及び「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）を提出してください。

(※) 自主宣言制度 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能です。

(3) 建設機械の保有状況（対象建設機械の追加）

(表1) 対象建設機械

名称	範囲	定期検査
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の車体の形状欄に、「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車	自動車検査（車検）
不整地運搬車		特定自主検査（検査日が審査基準日から遡って2年以内であること）

審査に関しては、自己所有又はリース契約を締結していることの確認書類及び定期検査を行っていることの確認書類の両方を確認します。

#### 【参考】特定自主検査記録表の種類

種類	様式番号
不整地運搬車	SR-GR-01、SR-GR-02

令和8年7月1日以降の申請は、新様式を使用してください

別紙三

(用紙A4)  
20004

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況									
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1	[1.有、2.無]							
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2	[1.有、2.無]							
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3	[1.有、2.無]							
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4	[1.該当、2.非該当]	<table border="1"> <tr> <td>技術職員数 (A)</td> <td>若年技術職員数 (B)</td> <td>若年技術職員の割合 (B/A)</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> </table>	技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)	(人)	(人)	
技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)							
(人)	(人)								
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5	[1.該当、2.非該当]	<table border="1"> <tr> <td>新規若年技術職員数 (C)</td> <td>新規若年技術職員の割合 (C/A)</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td></td> </tr> </table>	新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)	(人)			
新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)								
(人)									
CPD単位取得数	4 6	(単位)	技術者数 <sup>11</sup> (人)						
技能レベル向上者数	4 7	(人)	技能者数 <sup>9 10</sup> (人) 控除対象者数 <sup>15 20</sup> (人)						
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8	[1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]							
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]							
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0	[1.ユースエール認定、2.非該当]							
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]							
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2	[1.有、2.無]							
<b>建設業の営業継続の状況</b>									
営業年数	5 3	(年)	<table border="1"> <tr> <td>初めて許可 (登録) を受けた年月日</td> <td>休業等期間</td> <td>備考 (組織変更等)</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td>年 か月</td> <td></td> </tr> </table>	初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)	令和 年 月 日	年 か月	
初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)							
令和 年 月 日	年 か月								
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4	[1.有、2.無]	<table border="1"> <tr> <td>再生手続又は更生手続開始決定日</td> <td>再生計画又は更生計画認可日</td> <td>再生手続又は更生手続最終決定日</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日							
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日							
<b>防災活動への貢献の状況</b>									
防災協定の締結の有無	5 5	[1.有、2.無]							
<b>法令遵守の状況</b>									
営業停止処分の有無	5 6	[1.有、2.無]							
指示処分の有無	5 7	[1.有、2.無]							
<b>建設業の経理の状況</b>									
監査の受審状況	5 8	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]							
公認会計士等の数	5 9	(人)							
二級登録経理試験合格者等の数	6 0	(人)							
<b>研究開発の状況</b>									
研究開発費 (2期平均)	6 1	(千円)	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の直前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>(千円)</td> <td>(千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度	(千円)	(千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度								
(千円)	(千円)								
<b>建設機械の保有状況</b>									
建設機械の所有及びリース台数	6 2	(台)							
<b>国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</b>									
エコアクション21の認証の有無	6 3	[1.有、2.無]							
ISO9001の登録の有無	6 4	[1.有、2.無]							
ISO14001の登録の有無	6 5	[1.有、2.無]							

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

不要なものを消す

宣言書の宣言日を記入  
(審査基準日以前に宣言していること)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和×年×月×日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

—地方整備局長  
北海道開発局長  
静岡県知事 殿

不要なものを消す

令和×年×月×日

A：審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合

B：審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合

住所  
商号又は氏名  
代表者氏名

申請区分  (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	年 月 日 経営事項審査の審査基準日を記入
取組開始日	年 月 日 宣言書で設定している取組開始日を記入

記載要領

- 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。



【記載要領】

※ 項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※ 「新規掲載」欄は、初めて載せる建設機械の場合に「○」を記載すること。

※ 「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※ 「種類又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ① 「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバのアクセサリーメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ② 「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
- ③ 「トラクター・ジョベール」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④ 「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤ 「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥ 「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類。(例:ダンプフルトラクタ)
- ⑦ 「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:2メートル)
- ⑧ 「締固め用機械」にあつては、その種類。
- ⑨ 「解体用機械」にあつては、その種類。

※ 「車検の有無」欄は、ダンプ車又はアスファルト・フィニッシャの車検の有効期間が審査基準日内の検査を受けている場合は「○」を記載すること。

ダンプ車又はアスファルト・フィニッシャの場合は、検査実施年月日の記載不要です。

※ 記載の建設機械のうちリース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものについては、リース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約することができます。